

大阪市告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
東淀川区第835号線	東淀川区柴島2丁目342番の1地から 同 区同 342番の1地まで	告示の日
東淀川区第854号線	東淀川区柴島2丁目342番の1地から 同 区同 342番の1地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）